

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、町に存する法定外公共物の管理又は利用に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉に増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 竹富町有土地における河川法(昭和39年法律第167号)を適用又は準用しない河川
- (2) 竹富町有土地における道路法(昭和27年法律第180号)を適用しない道路
- (3) 竹富町有土地における湖沼、ため池、水路、溝渠、その他の土地又は水路
- (4) 前3号に付属する工作物、物件又は施設

2 この条例において「生産物」とは、法定外公共物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草、その他のものをいう。

(維持管理)

第3条 町長は、法定外公共物を常に良好な状態に維持し、適正な利用が図られるよう管理しなければならない。

(行為の禁止)

第4条 何人も法定外公共物に関し、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損壊し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物に塵芥、汚物、石、土砂、竹木、汚水若しくは廃棄物等を投棄すること。
- (3) 前各号のほか法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

(占用等の許可)

第5条 法定外公共物において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (2) 流水水面又は敷地を占有すること。
- (3) 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用すること。
- (4) 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
- (5) 法定外公共物へ汚水等を放流すること。
- (6) 竹木を流送すること。
- (7) 生産物を採取すること。
- (8) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)、又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。
- (9) 前各号のほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。

2 町長は、前項の許可をする場合において、法定外公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(許可等の期間及び更新)

第6条 前条の規定に基づく法定外公共物の許可及び変更許可(以下「占用等の許可」という。)の期間は、5年以内とする。ただし、電柱、電線、水道管、下水管、ガス管その他これらに類する施設が敷地の用に供する場合、及び町長が特に必要があると認めたものについては、10年以内とすることができる。

2 生産物の採取許可の期間は、その都度町長が定める。

3 前条の占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)が、前2項の占用等の許可期間満了後引き続いて占用等をしようとするときは、期間の満了する日の30日前までに、町長あて継続の申請をしなければならない。

(許可物件の管理等)

第7条 占用者等は、占用等の許可に係わる工作物その他の物件を常に良好な状態に維持管理しなければならない。

2 維持管理の状況について、町長が報告を求めたときは、速やかに占用等の許可に係わる工作物その他物件を調査し、報告しなければならない。

(使用料等の徴収)

第8条 占用者等は、町長が交付する納付書に基づき使用料等を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料等の減免)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を減免することができる。

- (1) 占用者等が公共の用に供する目的で、占用等の許可を受けたとき。
- (2) 前号のほか、町長が特に必要があると認めたとき。

(検査を受ける義務)

第10条 工作物設置の許可を受けた者は、工作物が完成したときは、町長の検査を受けなければならない。

(地位の継承)

第11条 占有者等について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、占有者等の地位を継承する。この場合、占有者等の地位を継承した者は、すみやかに町長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第12条 占有者等は、占有等の許可に基づく権利を他人に譲渡又は貸付若しくは担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。

(国等の特例)

第13条 国又は地方公共団体等(以下「国等」という。)が、占有等の許可を受ける際には、あらかじめ町長と協議するものとする。

(許可の失効)

第14条 次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該占有等の許可は、その効力を失う。

- (1) 占有等の許可期間が満了したとき。
- (2) 占有者等が死亡、又は解散した場合において、継承人がないとき。
- (3) 占有等の許可を受けた目的を事実上達成することができなくなったとき。
- (4) 第16条第1項の規定により許可等が取り消され、又は効力を停止されたとき。
- (5) 法定外公共物の用途を廃止したとき。

(廃止及び原状回復)

第15条 占有者等は、占有等の許可の期間が満了、若しくは失効したとき又は占有等を終了し若しくは廃止したときは、速やかに当該箇所を原状回復し、かつ、その旨を町長に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、占有者等の廃止届を受けて、町長が原状に回復する必要があると認めたものについてはこの限りではない。

(監督処分)

第16条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、この条例の規定に基づいてした許可の取消し、変更、効力の停止、条件の停止若しくは新たな条件の付加、又は工作物の改築、移転、除却、工事その他の行為、若しくは工作物により生ずべき障害を除去若しくは防止するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは法定外公共物を原状に回復(生産物を採取するときにあたっては、その跡地を整備することをいう。)することを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) 許可に付した条件に違反した者
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- 2 町長は、次の各号の一に該当する場合、占有者等に対し前項に規定する処分又は必要な措置を命ずることができる。
- (1) 国等が、法定外公共物に関する工事を施工するためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 占有者等以外の者に工事、その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。

(損失の補償)

第17条 町長は、前条第2項の規定による処分等に関し、不利益を受けた者に対して通常生ずべき補償をしなければならない。

(立入検査)

第18条 町長は、法定外公共物に関する調査、測量若しくは工事又は法定外公共物の維持のため、職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(用途廃止)

第19条 町長は、法定外公共物としての用途目的を喪失し、将来にわたり公共の用に供する必要がなくなった場合は行政財産の用途を廃止し、普通財産としなければならない。

2 前項の規定により用途廃止を行う場合は、おおむね次の場合による。

- (1) 現況が機能を喪失し、将来とも機能回復する必要がない場合
- (2) 代替施設の設置により、存置の必要がなくなった場合
- (3) 地域開発等により、存置する必要がない場合
- (4) その他、法定外公共物として存置する必要がないと認める場合

(処分)

第20条 町長は、行政財産の用途を廃止した普通財産については、別に定める規定により処理することができる。

(罰則)

第21条 町長は次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の罰金又は過料に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反した者

- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (3) この条例の規定による占有等の許可に付した条件に違反した者
(占有等許可台帳)

第22条 町長は、占有許可状況等を把握するため、占有等許可台帳を調整しなければならない。
(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、[国有財産特別措置法\(昭和27年法律第219号\)第5条第1項第5号](#)の規定により、国から譲与を受けた財産に、現に[国有財産法\(昭和23年法律第73号\)第18条第3項](#)の規定に基づき占有者等有る場合においては、この条例による占有等の許可があったものとみなす。この場合、許可の期間は、[国有財産法第18条第3項](#)において許可を受けた期間とする。ただし、使用料等については、別途町長が交付する納付書に基づき納付しなければならない。
- 3 この条例の施行の際、現に旧来の慣行又は権限に基づいて、この条例の規定により許可を要する行為を行っている者又はその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により当該行為又は工作物の設置について、この条例の規定による許可を受けた者とみなす。ただし、使用料等については、別途町長が交付する納付書に基づき納付しなければならない。

別表(第8条関係)
土地使用料

種別		単位	金額(円)
電柱(支柱、支線その他の柱類を含む。)		1本1年につき	700
被管等埋架設物(開きよ水路を含む。)	直径30センチメートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	10
	直径30センチメートル以上1メートル未満のもの		20
	直径1メートル以上のもの		30
通路、通路橋		使用面積1平方メートル1年につき	10
耕作地、採草地		使用面積1平方メートル1年につき	2
宅地		使用面積1平方メートル1年につき	92
広告板、広告塔		表示面積1平方メートル1年につき	1,100
材料置場、仮設建築物		使用面積1平方メートル1年につき	11
上記に掲げる用途以外の用途		町長が別に定める単位	町長が別に定める額

備考

- 1 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。
- 2 長さが1メートルに満たない場合又は長さに1メートル未満の端数がある場合、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1メートルとして計算する。
- 3 使用の期間が1年に満たない場合又は使用の期間に1年未満の端数がある場合、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月として計算する。
- 4 1件の使用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。